

海外展開支援助成金(越境 EC)

【募集要項附属資料】各経費の助成対象範囲・上限

総則	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・当助成金採択事業を実施する為に導入した越境 EC に係る経費 但し、事業終了日迄に継続的な販売活動の開始が必要 ・越境 EC 事業に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ裏付け書類によって契約、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費 ※年間にかかる経費については、月数で按分した額が対象 ・交付決定日以降に発注、購入、契約、支払等を実施した経費 但し、事前着手申請・承認により、令和6年4月1日(月)以降に事前着手が可能
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券等の金券、飲食・娯楽・接待等の経費 ・本邦消費税 ※消費税の内訳が確認できない場合は消費税が含まれていると推測される経費全てを課税扱として消費税を算出 ・事業終了(最終期限:令和7年1月31日(金))迄に支払いが完了していない経費 ※口座振替等の場合も、この日までに振り替えられていない経費は対象外 ・クレジットカードのリポ払いで支払われた経費 ・社内の人件費、交通費、事務等の費用
対象経費	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・越境 EC モール導入初期費、出店料 等 ・越境 EC サイト開設費(システム構築、サーバーレンタル費 等) ・越境 EC コンテンツ制作費(サイト制作、翻訳、写真・動画撮影 等) ・マーケティング・広告費 ・海外決済口座開設費 ・外部コンサルタント費 ・その他理事長が特に認める越境 EC 事業に係る経費